

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	松戸市 健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和4年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能。 8. セキュリティ管理機能 暗号化及び符号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
各種健(検)診及びがん検診の受診者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項別表第一(76の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総理府省令第5号)第54条 (3) 番号法第9条第2項 (4) 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)第4条第1項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種健(検)診及びがん検診の受診者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業対象者
その必要性	健康増進事業に関する対象者の把握、受診データ等の管理を目的としており、事業の実施に必要な範囲で個人情報を取得する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号対応符号】 ・個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため。 【その他識別情報】【4情報】 ・自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【地方税関係情報】 ・健(検)診等の費用徴収に利用するため。 【健康・医療関係情報】 ・検診、健診情報を利用した事務を実施するため。 【医療保険関係情報】 ・健診対象者を特定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康福祉部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、国民健康保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、検診実施機関、検査機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内共通連携基盤システム)	
③使用目的 ※	申請書に記入された個人情報、医療機関等から送付される健(検)診等の結果等に関する記録の適正な管理を図るために使用する。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部健康推進課、福祉長寿部国民健康保険課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	申請書や受診票等に記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施する。	
情報の突合	内部の宛名番号又は氏名・生年月日・性別による突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> () 1) 件 2) 委託しない	
委託事項1	運用保守委託	
①委託内容	検(健)診データの管理、発送物の作成等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先業者名を記載した書面を委託先から本市に提出させ、本市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	検(健)診データ入力・発送物等の印刷

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

1. 紙及び媒体における措置
 - (1) 帳票類は施錠のできる文書庫やキャビネットで保管している。
2. 総合保健福祉システムにおける措置
 - (1) 総合保健福祉システムサーバは、入退室に認証管理システム及び監視カメラのあるサーバ室に設置している。
 - (2) 保守作業においては、毎回の作業内容を記録に残し、報告させている。
3. 庁内共通連携基盤システムにおける措置
 - (1) 庁内共通連携基盤システムはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
 - (2) 特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された庁内共通連携基盤システムのデータベースに保存され、バックアップもデータセンターのサーバ室に設置されたデータベース上に保存される。
4. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 - (1) 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
 - (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
 - (3) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
 - (4) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 基本情報

1.個人番号、2.宛名番号、3.世帯番号、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄、11.異動事由、12.異動日、13.異動届出日、14.住民になった事由、15.住民になった異動日、16.住民になった届出日、17.住民でなくなった事由、18.住民でなくなった異動日、19.住民でなくなった届出日、20.住民区分、21.外国人判定、22.国籍、23.課税区分、24.Eメール、25.転入前住所、26.転出後住所、27.在留資格、28.更新区分、29.町内会コード、30.住所日本語、31.方書日本語、32.世帯主個人番号、33.郵便番号、34.電話番号、35.世帯主カナ氏名、36.更新者、37.更新日、38.更新時間受診券・利用券情報、39.有効期限、40.受診券整理番号、41.利用券整理番号

(2) 資格情報

42.健康保険の種類、43.国保の有無、44.区分、45.保険証番号、46.取得日、47.喪失日、48.マル学・マル遠、49.退職者医療の有無、50.本来取得日、51.被保険者番号、52.資格取得日、53.資格喪失日、54.要介護状態区分、55.認定年月日、56.認定有効期間(開始日)、57.認定有効期間(終了日)

(3) 登録

58.登録日、59.入力日、60.検診の登録、対象判定、61.対象判定、62.受診判定

(4) 歯科

63.受診日、64.問診項目、65.DMF、66.歯石、67.出血、68.CPITN、69.OHI46、70.歯垢の平均値、71.健全歯数、72.未処置歯数、73.処置歯数、74.現在歯数、75.要補綴歯数、76.欠損補綴歯数、77.DMFT、78.歯垢付着状況、79.歯の状態、80.歯周組織の状態、81.判定区分、82.ブラッシング改善の必要性、83.医療機関、84.歯科医師名、261.受診方法、262.歯肉出血BOP(17または16)、263.歯肉出血BOP(11)、264.歯肉出血BOP(26または27)、265.歯肉出血BOP(47または46)、266.歯肉出血BOP(31)、267.歯肉出血BOP(36または37)、268.歯周ポケットPD(17または16)、269.歯周ポケットPD(11)、270.歯周ポケットPD(26または27)、271.歯周ポケットPD(47または46)、272.歯周ポケットPD(31)、273.歯周ポケットPD(36または37)

(5) 健診情報

85.受診日、86.健診の種類、87.保険種別、88.費用区分、89.受診番号、90.実施医療機関、91.問診24項目、92.身長、93.体重、94.BMI、95.腹囲、96.尿蛋白、97.尿糖、98.収縮期血圧、99.拡張期血圧、100.赤血球数、101.ヘモグロビン、102.ヘマトクリット、103.GOT、104.GPT、105.γ-GTP、106.LDLコレステロール、107.HDLコレステロール、108.中性脂肪、109.尿酸、110.クレアチニン、111.空腹時血糖、112.随時血糖、113.アルブミン、114.HbA1c、115.HBs抗原、116.肝炎.総合判定、117.HCV抗体、118.HCV-RNA、119.心電図検査、120.眼底検査、121.理学的検査、122.視診、123.打聴診、124.腹部触診、125.健診結果判定、126.メタボリックシンドローム判定、127.特定保健指導レベル判定、128.医師の指示、129.眼底所見、130.Scheie分類、131.変更Davis分類、132.視神経乳頭陥凹

(6) がん検診等情報

①胃がん検診

133.受診日、134.フィルムNO、135.検診実施会場、136.受診番号、137.徴収区分、138.特記事項、139.一次結果、140.検診歴、141.所見の部位、142.所見、274.受診方法、275.過去の受診歴

②肺がん検診

143.受診日、144.実施医療機関、145.喫煙指数、146.半年以内の血痰、147.喀痰細胞診区分、148.喀痰判定日、149.喀痰細胞診判定、150.総合判定、151.要望、152.徴収区分、153.2次読影判定日、154.受診番号、155.特記事項、276.受診方法、277.過去の受診歴

③大腸がん検診

156.受診日、157.実施医療機関、158.受診番号、159.便通の異常の有無、160.出血の有無、161.大腸の病気、162.血縁者の大腸がんの有無、163.血縁者、164.精検受診歴、165.時期、166.クーポンフラグ、167.採便日.1日目、168.採便日.2日目、169.一次結果.1日目、170.一次結果.2日目、171.判定、172.徴収区分、278.受診方法、279.過去の受診歴、280.便潜血検査判定

④乳がん検診

173.受診日、174.受診番号、175.MMG受診番号、176.ナンバリング(エコー)、177.実施医療機関、178.判定、179.クーポンフラグ、180.徴収区分、181.フィルム番号、182.特記事項、183.集団検診歴、184.所見(右)、185.所見(左)、186.所見その他(右)、187.所見その他(左)、188.MMGカテゴリ(右)、189.MMGカテゴリ(左)、190.集団会場、191.自覚症状、192.一次精検、281.受診方法、282.過去の受診歴

⑤子宮頸がん検診

193.受診日、194.実施医療機関、195.受診番号、196.スミアNO、197.頸部細胞診結果、198.所見、199.判定、200.ベセスダ分類、201.ヒトパピローマウイルス、202.クーポンフラグ、203.徴収区分、204.検診歴、283.受診方法、284.過去の受診歴

⑥骨粗しょう症検診

205.受診日、206.受診番号、207.検診会場、208.身長、209.体重、210.1次BMI、211.BMD、212.YAM、213.徴収区分、214.問診項目、215.既往歴、285.受診方法

(7) 精密検査情報

①胃がん精密検査 216.受診日、217.判定日、218.検査項目、219.精検所見、220.精検判定、221.実施医療機関、222.特記事項

②肺がん精密検査 223.受診日、224.判定日、225.受診番号、226.検査項目、227.精検所見、228.精検判定、229.実施医療機関、230.特記事項

③大腸がん精密検査 231.受診日、232.判定日、233.実施医療機関、234.一次受診番号、235.検査項目、236.精検所見、237.所見部位、238.がん病期、239.精検判定、240.特記事項

④乳がん精密検査 241.受診日、242.判定日、243.受診番号、244.検査項目、245.精検所見、246.がん病期、247.精検判定、248.実施医療機関、249.特記事項

⑤子宮頸がん精密検査 250.受診日、251.判定日、252.実施医療機関、253.受診番号、254.一次受診番号、255.検査項目、256.精検所見、257.精検判定、258.クラス分類、259.総合診断名、260.特記事項

⑥骨粗しょう症精密検査 286.受診日、287.実施医療機関、288.精検判定

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
各種健(検)診及びがん検診の受診者ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	データの更新前に対象者チェックを実施することにより、対象外の個人についてのデータ更新を制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザに利用されないようなセキュリティ制御を実施している。また各業務に対しての利用可否権限を設定し、利用不可業務については利用できないようセキュリティを施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログイン画面においてユーザID/パスワードを入力する。その入力内容についてログイン可否、利用権限を制御している。 元職員についてはユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除可能。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 管理責任者等を含む人員、業務の管理体制をあらかじめ文書で提出する。 2. 直接又は間接に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。 3. 許可なしにデータを指示目的以外に使用又は第三者へ提供してはならない。 4. 許可なしにデータを複製又は複製してはならない。 5. 必要と認めるときは、委託先に対して業務の処理状況の調査及び報告を求めることができる。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	あらかじめ再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名を記載した書面を委託先から本市に提出させ、本市の承諾を得なければならないものとしている。 委託業務に必要なデータの引上げ等の際、文書で職員と委託先事業者で確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>物理的対策</p> <p>1. 本市における措置</p> <p>(1)届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2)セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。</p> <p>(3)許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。</p> <p>(4)サーバ室内には生体認証設備と監視カメラを設置する。</p> <p>(5)バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6)停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>技術的対策</p> <p>1. 本市における措置</p> <p>(1)コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行う。</p> <p>(2)不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1)中間サーバ・プラットフォームでは、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置(UTM)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>(3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 事務における教育・啓発 (1) 課内において、情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 2 本市における教育・啓発 (1) 情報セキュリティ研修に併せ、特定個人情報の取扱いについて研修を実施する。 (2) 松戸市情報セキュリティポリシーに準拠し、違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。
10. その他のリスク対策	
中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号047-366-7107
②請求方法	松戸市個人情報の保護に関する条例第10条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、窓口提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松戸市 健康福祉部 健康推進課 松戸市竹ヶ花74-3 電話番号 04-366-7487
②対応方法	問合せ受付時に、その対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年11月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅲ-7-②過去3年以内に重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故が過去3年以内では発生していないことにより修正
令和1年6月27日	I-6 ②所属長の役職名	田中 勝規	健康推進課長	事後	様式改正
令和4年3月2日	I-2 システム3 ①システムの名称		中間サーバ	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	I-2 システム3 ②システムの機能		中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、庁内共通連携基盤システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。また、セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、庁内共通連携基盤システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	I-2 システム3 ③他のシステムとの接続		情報提供ネットワークシステム、宛名システム等		
令和4年3月2日	I-5 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	I-5 ②法令上の根拠		(1) 番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)102の2の項(別表第二における情報照会の根拠)102の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)第50条(別表第二における情報照会の根拠)第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-3 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、国民健康保険課)、民間事業者(医療機関、検診実施機関、検査機関)	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、国民健康保険課)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)、民間事業者(医療機関、検診実施機関、検査機関)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-3 ②入手方法	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、その他(庁内共通連携基盤システム)	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、情報提供ネットワークシステム、その他(庁内共通連携基盤システム)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている (1)件	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1		市長村長	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途		番号法別表第二の102の2の項に定める事務健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報		健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		番号法別表第二における健康増進法による健康増進事業の実施に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ⑥提供方法		情報提供ネットワークシステム	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅱ-5 提供先1 ⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年3月2日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>(1)基本情報 1.個人番号、2.宛名番号、3.世帯番号、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄、11.異動事由、12.異動日、13.異動届出日、14.住民になった事由、15.住民になった異動日、16.住民になった届出日、17.住民でなくなった事由、18.住民でなくなった異動日、19.住民でなくなった届出日、20.住民区分、21.外国人判定、22.国籍、23.課税区分、24.Eメール、25.転入前住所、26.転出後住所、27.在留資格、28.更新区分、29.町内会コード、30.住所日本語、31.方書日本語、32.世帯主個人番号、33.郵便番号、34.電話番号、35.世帯主カナ氏名、36.更新者、37.更新日、38.更新時間受診券・利用券情報、39.有効期限、40.受診券整理番号、41.利用券整理番号</p> <p>(2)資格情報 42.健康保険の種類、43.国保の有無、44.区分、45.保険証番号、46.取得日、47.喪失日、48.マル学・マル遠、49.退職者医療の有無、50.本来取得日、51.被保険者番号、52.資格取得日、53.資格喪失日、54.要介護状態区分、55.認定年月日、56.認定有効期間(開始日)、57.認定有効期間(終了日)</p> <p>(3)登録 58.登録日、59.入力日、60.検診の登録、対象判定、61.対象判定、62.受診判定</p> <p>(4)歯科 63.受診日、64.問診項目、65.DMF、66.歯石、67.出血、68.CPITN、69.OHI46、70.歯垢の平均値、71.健全歯数、72.未処置歯数、73.処置歯数、74.現在歯数、75.要補綴歯数、76.欠損補綴歯数、77.DMFT、78.歯垢付着状況、79.歯の状態、80.歯周組織の状態、81.判定区分、82.フ</p>	<p>(1)基本情報 1.個人番号、2.宛名番号、3.世帯番号、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄、11.異動事由、12.異動日、13.異動届出日、14.住民になった事由、15.住民になった異動日、16.住民になった届出日、17.住民でなくなった事由、18.住民でなくなった異動日、19.住民でなくなった届出日、20.住民区分、21.外国人判定、22.国籍、23.課税区分、24.Eメール、25.転入前住所、26.転出後住所、27.在留資格、28.更新区分、29.町内会コード、30.住所日本語、31.方書日本語、32.世帯主個人番号、33.郵便番号、34.電話番号、35.世帯主カナ氏名、36.更新者、37.更新日、38.更新時間受診券・利用券情報、39.有効期限、40.受診券整理番号、41.利用券整理番号</p> <p>(2)資格情報 42.健康保険の種類、43.国保の有無、44.区分、45.保険証番号、46.取得日、47.喪失日、48.マル学・マル遠、49.退職者医療の有無、50.本来取得日、51.被保険者番号、52.資格取得日、53.資格喪失日、54.要介護状態区分、55.認定年月日、56.認定有効期間(開始日)、57.認定有効期間(終了日)</p> <p>(3)登録 58.登録日、59.入力日、60.検診の登録、対象判定、61.対象判定、62.受診判定</p> <p>(4)歯科 63.受診日、64.問診項目、65.DMF、66.歯石、67.出血、68.CPITN、69.OHI46、70.歯垢の平均値、71.健全歯数、72.未処置歯数、73.処置歯数、74.現在歯数、75.要補綴歯数、76.欠損補綴歯数、77.DMFT、78.歯垢付着状況、79.歯の状態、80.歯周組織の状態、81.判定区分、82.フ</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法		1. 番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 2. 提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 その他の措置の内容		サーバ室等への入室権限及び特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		—	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-6 リスク1 リスクに対する措置の内容		<p>1. 庁内共通連携基盤システムにおける措置 (1) 特定個人情報の入手は、権限を付与された者のみが行う。 (2) 特定個人情報の入手について、操作ログの確認・管理・点検を行う。 2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証の受領後、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表第二及び第19条第9号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	III-6 リスク1 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年3月2日	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容		<p>1. IT内共通連携基盤システムによる措置</p> <p>(1) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、認証されたシステムのみが可能となっている。</p> <p>(2) 庁内共通連携基盤システムへのシステム接続は、ID、パスワードが必要であり、庁内共通連携基盤システムへの設定が行われたシステムのみが接続可能である。</p> <p>(3) 通常のシステム操作権限を持つユーザでは、庁内共通連携基盤システムの接続は不可能であり、管理者のみが設定できるとともにサーバにアクセスできる。</p> <p>2. 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組み</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅲ-6 リスク2 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		—	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	<p>1. 本市における物理的対策</p> <p>(1) 届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2) セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。</p> <p>(3) 許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。</p> <p>(4) サーバ室内には生体認証設備と監視カメラを設置する。</p> <p>(5) バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6) 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 本市における技術的対策</p> <p>(1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンを更新を行う。</p> <p>(2) 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。</p>	<p>物理的対策</p> <p>1. 本市における措置</p> <p>(1) 届出書等については、施錠できるキャビネット等に保管する。</p> <p>(2) セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。</p> <p>(3) 許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室を可能とする。</p> <p>(4) サーバ室内には生体認証設備と監視カメラを設置する。</p> <p>(5) バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。</p> <p>(6) 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>技術的対策</p> <p>1. 本市における措置</p> <p>(1) コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行う。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンを更新を行う。</p> <p>(2) 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。</p> <p>2. 中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバ・プラットフォームでは、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置(UTM)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>(2) 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年3月2日	Ⅲ-10 その他のリスク対策	—	<p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定